

電波法(昭和25年法律第131号) (抜粋)

第53条(目的外使用の禁止)

無線局を運用する場合においては、(中略) 電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状(中略)に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第76条第1項(無線局の免許の取消し等)

総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、(中略)又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

第79条第1項(無線従事者の免許の取消し等)

総務大臣は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。(以下略)